

# 第1章 計画の基本的事項

## 1. 計画改定の趣旨

本市では、平成18年2月、良好な環境の保全と創造により、現在及び将来の市民の健康で文化的な生活を確保するため、「中央市環境基本条例」を制定するとともに、この条例の定めるところにより、平成21年3月に「中央市環境基本計画」（以下「前期基本計画」といいます。）を策定しました。

この前期基本計画は、地球環境問題への取り組みの機運が国際的に高まってきたことや、わが国において環境政策の総合的推進に関する法制上・計画上の整備が進んできたことなどを背景として策定されたものです。さまざまな環境問題を解決していくためには、個別的な対応では不十分であり、環境施策を総合的・計画的に推進していくことが必要であるとの認識のもと、本市では、前期基本計画を環境分野における最上位計画と位置づけ、市が取り組むべき施策・事業を体系化したうえで、環境基本条例に掲げる理念の実現を目指して各種の環境施策を推進してきました。

前期基本計画を策定してから5年が経過し、環境の保全・創造の取り組みには一定の進展がみられました。一方、この間、環境に関する新たな法令の施行や国の計画策定などがあり、環境政策の課題として、低炭素型・循環型・自然共生型の地域づくりを通じて持続可能な社会を目指していくことが一層重視されるようになっています。また、平成23年3月の東日本大震災と共に伴う福島第一原子力発電所事故の発生により、「安全・安心」が社会を支える基盤的な価値として再評価されてきました。

また、本市においては、平成25年3月に、まちづくりを推進していくうえでの最上位計画である「第1次中央市長期総合計画（後期基本計画）」が策定され、基本施策と位置づけられた「快適で環境に配慮した社会の実現」に向け、生活環境の向上、循環型社会の確立、新エネルギーの活用といった環境施策の方向性が示されています。

このような状況や市民の意向、さらには前期基本計画の検証を踏まえ、環境基本条例に掲げる基本理念の実現に向けた動きを加速させるため、前期基本計画の中間見直しを実施し、後半5年間を期間とする「中央市環境基本計画（後期計画）」として改定をおこないます。

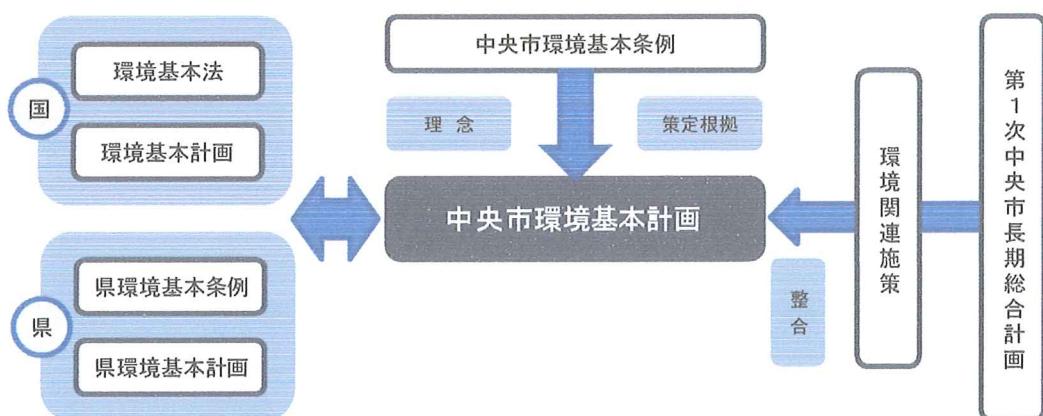
## 2. 計画の位置づけ

本計画は、中央市環境基本条例第8条の規定に基づき策定される、本市の環境の保全と創造に資するための地域計画であり、環境施策を推進するための指針であって、本市の環境行政の最上位計画と位置づけられます。

同時に、本市のまちづくりの最上位計画である「第1次中央市長期総合計画」に示された市の将来像を環境面から実現しようとする部門計画でもあります。

また、市民・事業者・行政が相互に連携・協力しながら、環境の保全・創造に取り組むための指針となるものです。

■図表 1-1 環境基本計画の位置づけ



■図表 1-2 中央市環境基本条例（抜粋）

### (基本理念)

第3条 良好的な環境の保全及び創造は、すべての市民が健康で文化的な生活を営むことのできる良好な環境を確保し、これを将来の世代へ継承していくことを目的として行わなければならない。

2 良好的な環境の保全及び創造は、日常生活及び事業活動において、自主的かつ積極的に行わなければならない。

3 良好的な環境の保全及び創造は、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会を構築することを目的として行わなければならない。

### (環境基本計画の策定)

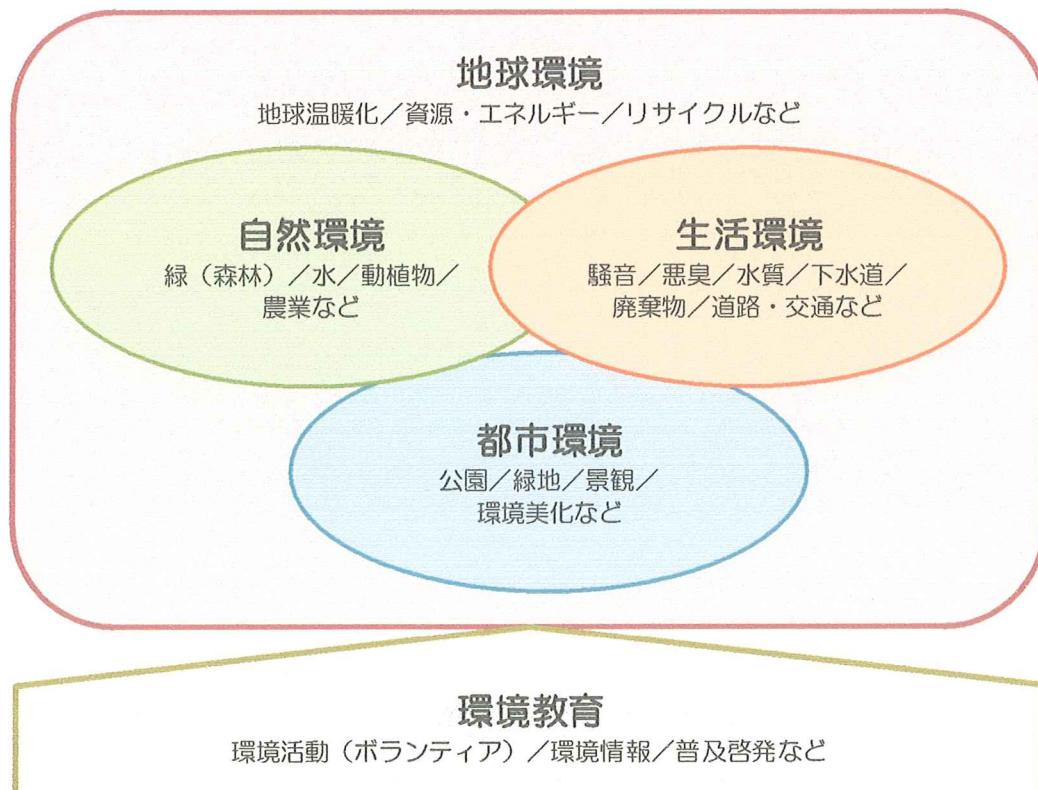
第8条 市長は、良好的な環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、良好な環境の保全及び創造に関する基本的な計画（以下「環境基本計画」という。）を定めなければならない。

### 3. 計画の対象

#### (1) 対象範囲

本計画の対象範囲は、身近な地域レベルでの環境問題から地球温暖化などの地球規模での環境問題までを総合的にとらえ、「自然環境」や「生活環境」、「都市環境」のほか、「地球環境」も含めることとします。また、環境施策を支える人づくりの重要性にも着目し、「環境教育」も含めた5分野とします。

■図表 1-3 計画で対象とする環境の範囲



## (2) 推進主体

本計画に掲げる目標を達成するためには、市民・事業者・行政が協働して取り組んでいくことが欠かせません。

それぞれの推進主体が、環境を守る責務を自覚し、相互に信頼関係を築き、下表に掲げるような役割を分担しながら、連携して本市の環境の保全・創造に努めていくことがきわめて重要となります。

■図表1-4 推進主体の主な役割

市民の役割	<ul style="list-style-type: none"><li>・本計画に基づき、日常生活において環境への負荷の低減、環境保全に努めます。</li><li>・環境を守り、美化するための地域活動に積極的に参加します。</li><li>・市の環境施策に協力します。</li></ul>
事業者の役割	<ul style="list-style-type: none"><li>・本計画に基づき、事業活動において環境への負荷の低減、環境保全に努めます。</li><li>・環境を守り、美化するための地域活動に積極的に参加します。</li><li>・市の環境施策に協力します。</li></ul>
市の役割	<ul style="list-style-type: none"><li>・身近な自然や生活環境を守り、さらには地球環境を保全するため、施策の企画立案、実施、評価・改善に当たります。</li><li>・環境マネジメントシステムなどに基づき、市の事務事業において環境への負荷の低減、環境保全に努めます。</li></ul>

#### 4. 計画の期間

本計画の期間は、前期基本計画に掲げた計画期間の後半にあたる平成 26 年度から平成 30 年度までの 5 年間とします。ただし、社会経済状況、市民の意向、環境関連の法令や国・県の関連計画の変化などを踏まえ、必要に応じて計画の見直しをおこないます。

■図表 1-5 計画期間

